

令和5年

10月1日

診療分から

島原市・雲仙市・南島原市で

小・中学生の

福祉医療費助成方法が変わります。

福祉医療費助成の方法について、島原市・雲仙市・南島原市では、令和5年10月1日から、乳幼児に加え、現物給付の対象者を小・中学生まで拡大します。これにより、医療機関窓口での支払いの負担を軽減し、市への給付申請手続きが不要になります。(ひとり親家庭の子、障害者医療の対象児童も含む)

●現物給付で受診するには「公費負担者番号」が記載された福祉医療費の受給者証を医療機関で提示する必要があります。

医療機関での負担額は医療機関ごとに1日800円、月額上限1,600円までとなります。(院外処方箋薬局分は、自己負担0円)

●今回の現物給付の拡大は小・中学生までです。高校生は含まれません。

●小・中学生の現物給付ができる医療機関は、令和5年10月現在で、島原市、雲仙市、南島原市、諫早市、大村市、長崎市、西海市、波佐見町、川棚町、東彼杵町、時津町、長与町の医療機関です。(一部償還払いの対応のみによる医療機関があります)

小・中学生の現物給付が可能となる公費負担者番号が記載された福祉医療費受給者証

例

現物	こども福祉医療費受給者証						
公費負担者番号	8	0	4	2	0	●	●
受給者番号	1	2	3	4	5	6	7
以下略							

現物給付が可能な乳幼児、小・中学生の受給者証の色は、**黄色**です。

●公費負担者番号は次のとおりです。

島原市 80420037

雲仙市 80420136

南島原市 80420144

●各市でレイアウトが若干異なります。

●次の受給者証は、黄色のものであっても現物給付ができません。

・受給者証に「現物」の記載のないもの

・受給者証に公費負担者番号のないもの(同欄が*等であるもの)

■■■お問い合わせ■■■

島原市こども課

☎0957-62-8003

雲仙市こども支援課

☎0957-47-7874

南島原市こども未来課

☎0957-73-6652

福祉医療費現物給付の対象地域等

支給対象者

対象者	助成方法	現物給付の対象地域
乳幼児 (0歳～小学校入学前まで)	現物給付	長崎県内の医療機関（一部除く）
小・中学生 (小学1年の4月～ 中学3年の3月末まで)	現物給付	島原市・雲仙市・南島原市・諫早市・長崎市・長与町・詩津町・西海市・大村市・東彼杵町・川棚町・波佐見町の医療機関 (一部除く。療養院や鍼灸院(柔整)は対象外。)

※ 小・中学生には、ひとり親家庭の子、障害者医療の児童も含まれます。

助成方法

現物給付・・・医療機関等で、福祉医療費受給者証を提示することで、お支払いが自己負担額までになります。

- 黄色の福祉医療費受給者証(公費負担者番号の記載されたもの)をお持ちの乳幼児・小中学生が対象です。
- 対象医療機関等の窓口で福祉医療費受給者証を提示してください。
- 受給者証を提示しなかったり、対象外の医療機関等で受診した場合など、現物給付による助成が受けられなかった場合は、償還払いにより支給します。

自己負担額・・・1医療機関ごとに月の診療日数が
1日の場合800円、2日以上の場合1,600円まで(1か月ごと)

△院外処方箋の薬局分は、自己負担額は0円

△予防接種や文書料等の自費分は福祉医療助成対象外

△学校でのけが等で「日本スポーツ振興センター災害共済給付」が受けられる場合は福祉医療助成対象外

償還払・・・保険診療の一部負担金を医療機関の窓口で支払い領収書または証明書と一緒に申請書を市の窓口へ提出することにより、後日、医療費(保険診療分)から、自己負担額を差し引いた額を口座に振り込みます。

- 福祉医療費支給申請書を月ごと、医療機関ごとに作成し、診療月の翌月以降に提出してください。
- 申請書は、病院や薬局が証明した申請書(※)もしくは、領収証(写し可)を添付してください。
※福祉医療費支給申請書
- 申請書用紙は、各市の窓口にあります。
- 診療月から5年を過ぎると、時効により申請できなくなるのでご注意ください。

【お問い合わせ】

島原市 こども課
☎0957-62-8003

雲仙市 こども支援課
☎0957-47-7874

南島原市 こども未来課
☎0957-73-6652